

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業 事業契約書(案)質問回答

NO	項目	頁	条	項他	質問	回答
1	職員等に対する研修の実施	16	35		研修は受講者側が費用を負担することが本来の姿であり、市の職員を対象の研修を事業者側の費用で行うのは合理的な理由とは思えませんが何故市の職員研修を事業者の費用で行うのでしょうか。	本施設の使用者である市の職員を対象とした本施設の使用に関する職員研修は、サービス対価に含まれています。
2	食中毒等	24	56	5(1)(2)	「事業者が出費を免れた費用を控除し～」とありますが、事業者の提案が固定費単独制の提案の場合もこの項目は適用されるのでしょうか。	全額固定料金の場合は、適用されません。
3	引き渡し後の本契約解除	28	71		「市が選定した第三者」とは、事業者が提案したバックアップサービスではなく、市が独自に選定した業者を言うのでしょうか。 また、「契約上の地位」とは、SPCへの出資等も含まれるのでしょうか。	「市が選定した第三者」とは、事業者（SPC）に代わるべき事業者（新たなSPC）を意味します。 また、「契約上の地位」には、SPCへの出資等は含まれません。
4	違約金	29	71	2	本契約の解除に伴う違約金を、維持管理費相当分(年額)及び給食運営費相当分(年額)の100分の25に相当する額と設定されておりますが、事業者は、この金額を事業期間を通じて、留保しなくてはなりません。当然それに伴う金利負担も発生します。今回は特に事業費も厳しいので、違約金に相当する額について、小額となるよう、見直しをお願いできないでしょうか。	金利負担を考慮して 100分の10に相当する額に変更します。